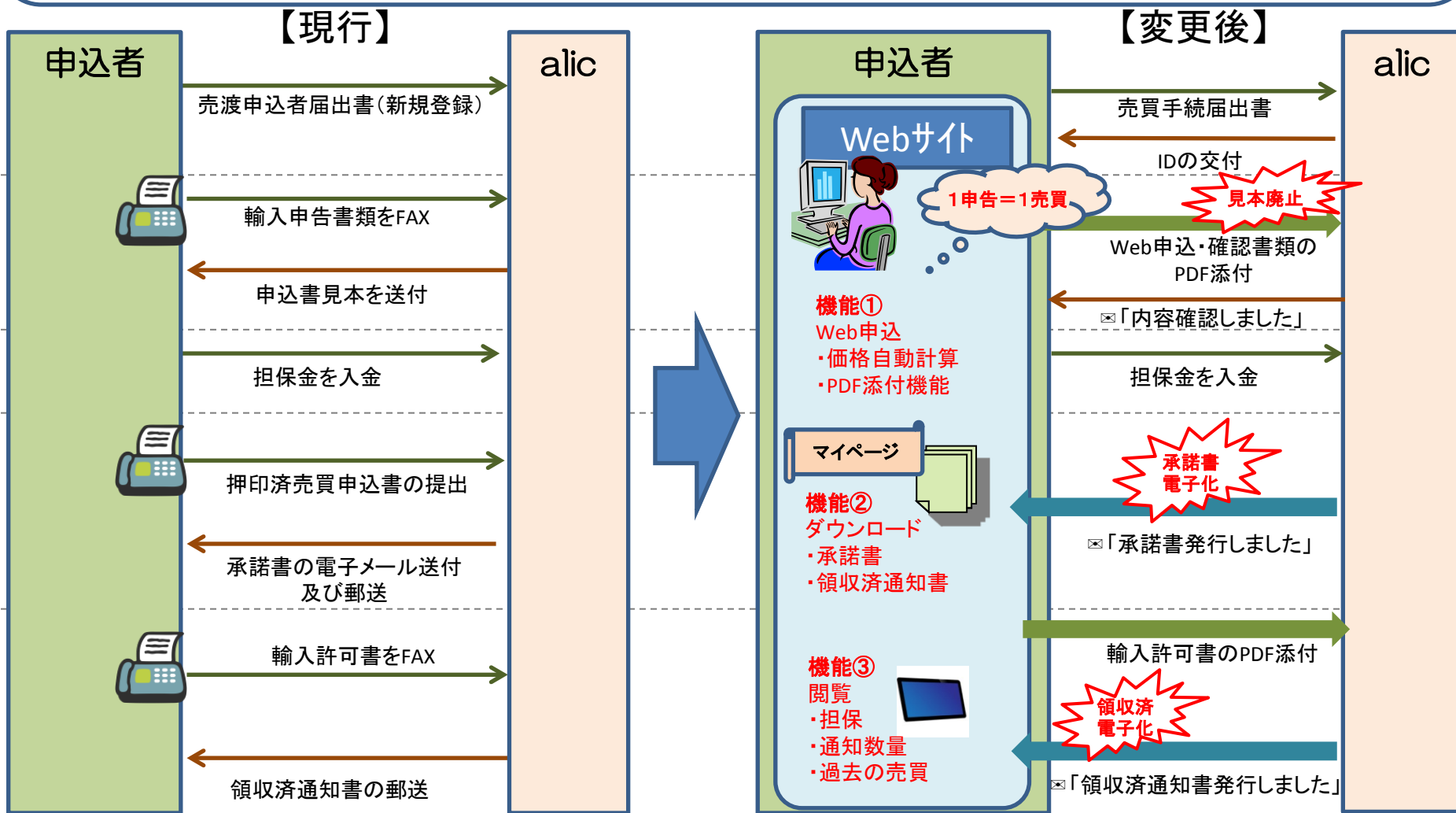


- 税関における通関手続きの電子化・ペーパーレス化の取り組みに合わせて、機構売買についても、平成30年2月19日(月)の新売買用Webサイトへの移行を機に、電子申請を原則とします。
- 新Webシステムでは、申込者専用ページ(マイページ)を新たに設定し、申込者が機構売買状況を確認できるようになります。
- 電子申請化に伴う手続きの変更点は以下のとおりです。

変更点	【変更内容】
①売買申込書等の提出方法の変更	○ファクシミリ及び電子メールでの提出を廃止し、売買用Webサイトからの申請を原則化
②売買書類の様式の変更	○電子化・ペーパーレス化に伴い、申込書等の売買書類の様式を変更
③申込者及び売買事務代行者のシステムID取得	○通関業者等の売買事務代行者も売買用Webサイトを通じて申込手続きが可能(一部機能に限定)
④提出書類の削減	○特定担保金(売買差額同額の担保振込)の場合は、担保提供書の提出を省略
⑤申込書の見本作成の廃止	○売買申込書は、売買用Webサイトの自動計算(価格及び数量)により、申込者が入力申請
⑥売買単位の変更	○糖種別、単価別の売買から輸入申告単位で1件の売買(申込書)に変更
⑦承諾書等の交付方法の変更	○機構からの発行書類(承諾書、領収済通知書)を電子化(マイページからダウンロード)することにより、原本の郵送は廃止
⑧振込口座の変更	○機構の担保金振込口座の番号、名義が変更になります。

申込者の手続きが変更となるポイント

- ①FAX、電子メールによる申込は、原則廃止、②電子化・ペーパーレス化に伴い、申込書等の売買書類の様式を変更
- ③Web申込の原則化(通関業者にも売買用Webサイトを開放)、④提出書類の削減(特定担保の場合は担保提供書は不要)
- ⑤売買用Webサイトによる価格の自動計算(機構による事前の見本作成の廃止)
- ⑥売買単位の変更(糖種ごと、調整金単価ごとに1売買⇒複数糖種、複数単価でも輸入申告単位で1売買)
- ⑦機構の発行書類の電子化、申込者はマイページから承諾書等をダウンロード
- ⑧担保金振込口座の変更



(別紙第3号-1様式)

指定糖売渡し及び買戻し申込書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

年 月 日

通知者 氏名 (名称) 輸入申告者 氏名 (名称) 申込者 住 所 氏名 (名称) 役職・氏名

印

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、下記により、指定糖を売渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び指定糖売買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容が輸入許可等の内容と異なった場合は、買入れ及び売戻しの契約の変更が必要となることについて了知します。

記

平均輸入価格	平均輸入価格の適用期間	輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)	輸入申告年月日	輸入申告番号	蔵置場所 (倉庫名)	売買差額合計

種類	統計品目番号	売買数量 (輸入申告数量)	売渡価額		買戻価額		売買差額	関税の課税標準 となるべき価格	原産地	-	適用
			単価	金額	単価	金額					
1											
2											
3											
4											
5											

担保区分	<input type="checkbox"/> 特定担保 <input type="checkbox"/> 根担保 (担保番号:)	納付方法	<input type="checkbox"/> 担保金充当 <input type="checkbox"/> 個別納付 <input type="checkbox"/> 個別納付 (延長) <input type="checkbox"/> 一括納付
------	---	------	---

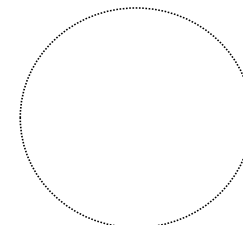
指定糖の買入れ及び売戻し承諾書

申込者 名称 殿 役職・氏名

承諾番号 年月日

上記申込書のとおり承諾します。
この承諾書を交付することにより指定糖売買要領の定めるところによる買入れ及び売戻しの契約が成立しました。

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 宮坂 亘 印



(注) 電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。